

特別養護老人ホーム・ショートステイ ご利用者様の外出のご案内

令和7年10月1日からご利用者様とご家族様による外出（外食、一時帰宅、買い物等）が可能になります。

【外出期間】4月～11月

【外出時間】9：00～17：00の間

【外出回数】ご利用者様おひとりにつき、ひと月に1回

【事前申請】必要

外出日の1週間前までに、外出届を相談員（不在時は事務所職員）へご提出ください（外出届は施設にございます）。

身元引受人様、もしくは身元引受人様の承諾を得た外出に付き添うご家族様からご提出ください。

注意事項

※外出中は体調不良の方との接触を避けていただきますよう、ご配慮をお願い致します。

※外出中のマスクの着用は任意としておりますが、多くの人が集まる場所ではマスクの着用にご協力ください。

※外食は昼食のみ可能です。朝食、夕食の外食はご遠慮ください。

※外出中のご飲食については食事形態や、薬、トロミ剤、水分や糖分制限の有無など、細かな注意事項がございますので、事前に相談員よりご説明をさせていただきます。誤嚥や窒息、食中毒などに十分ご注意ください。

※外出日の当日は、対象フロアの食堂へお越しください。また、帰荘時も対象フロアの食堂までお連れいただき、職員へお声掛けください。

※外出日の当日に、外出届の控え、薬（ある方のみ）、おむつ、パッド、お尻拭き、ごみ袋をお渡し致します。

※外出の送迎サービスは致しかねますので、必要に応じて介護タクシー等の手配をお願い致します。なお、職員による自家用車への乗車・降車介助は致しかねます。

※外出先での急変時は直接救急車を要請、もしくは医療機関への受診をお願い致します（保険証は施設にてお預かりしておりますので、取りに来ていただく前にご連絡をお願い致します）。

※感染症の流行等により、外出を急遽中止する場合がございます。その際はホームページにてお知らせ致しますが、反映までにお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

※現状、外泊は致しかねます。

※ご不明な点は担当者（谷端、山本、小川）までご連絡ください。